

尾道市教育委員会の共催・後援・協賛・推薦に関する取扱基準

平成13年5月24日制定
平成13年12月17日改正
平成19年1月4日改正
平成20年4月1日改正
令和2年11月1日改正
令和5年4月1日改正

尾道市教育委員会は、共催・後援・協賛又は推薦（以下「後援等」という。）の依頼があった場合、次の基準に適合するものについて審査し、これを承諾するものとする。

・審査基準

1 団体について

- (1) 団体の目的が次のア～エのいずれかに該当するもの
 - ア 学校における教育課程の内容、方法の研究・充実や児童生徒の文化活動の振興に寄与するもの
 - イ 社会教育活動、文化活動及び体育・安全・給食の普及振興に寄与するもの
 - ウ 人権教育の推進に寄与するもの
 - エ 教職員の福利厚生の上昇に寄与するもの
- (2) 尾道市内に事務所を置く団体で、その組織が明確、かつ、その運営が適切であること。ただし、団体の所在地については、全国・中国・県大会等が本市で開催される場合にはこの限りでない。
- (3) 特定の宗教団体や政党に直接関係がないこと。
- (4) 教育の中立性を確保できるものであること。

2 事業について

- (1) 事業の内容が1の(1)の団体の目的に適合し、本市教育行政の基本方針を理解し、教育文化の振興を図るもの
- (2) 規模は概ね全市的なものであること。
- (3) 特定の宗教や政党に関係がないものであって、それらの利害にも関与しないものであること。
- (4) 共催者又は後援者に宗教団体、政治団体が参加していないこと。
- (5) 衛生、災害、事故防止などについて十分配慮されていること。
- (6) 広報活動は自主的であって、他に迷惑をかけないものであること。
- (7) 営利を主たる目的とする事業でないこと（有料又は物販等を行う場合、その収入が当該事業の運営に充てられるものであること。）。

3 共催・後援・協賛・推薦について

- (1) 共催する場合
前記1、2に適合し、市教育委員会が事業の企画・運営等に参画できるものであること。
- (2) 後援する場合
前記1、2に適合し、市教育委員会が事業の企画・運営等について指導・助言できるものであること。
- (3) 協賛する場合
前記1、2に適合し、市教育委員会が事業の趣旨・目的に賛同できるものであること。
- (4) 推薦する場合
前記1、2に適合し、市教育委員会が映画等の作品について推薦できるものであること。

4 特例

- (1) 国・県・市町村又は公益法人（宗教法人を除く）、報道機関など、公共性の強い団体の主催・後援する事業については、その都度検討する。
- (2) 教職員の大多数が参加する福利厚生活動については、その都度検討する。

・申請手続等

1 申請

市教育委員会の後援等を受けようとするものは、後援等名義使用願い（様式第1号）又は教育長が適当と認める文書に次の書類を添付し、事業実施の30日前までに申請しなければならない。

- (1) 申請する団体の規約及び役員名簿又はこれらに類するもの
- (2) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類
- (3) 参加料・入場料等を徴収する場合にあっては、収支予算書

2 後援等の承認書等の交付

前記の申請に対し承認をしたときは、後援等名義使用承認書（様式第2号）又は教育長が適当と認める文書により承認の旨を申請者に通知するものとする。

3 後援等の取消等

- (1) 後援等を行う事業において、事業実施前に審査基準に適合しないと認められる場合は、後援等を取り消すものとする。
- (2) 事業実施後に、審査基準に適合していなかったと認められた場合は、今後その団体に対する後援等は行わないものとする。

4 事業結果報告

後援等名義使用の承認を受けたものは、事業実施後、直ちに結果報告書を提出しなければならない。

・賞状交付に関する事務取扱

1 申請

市教育委員会の後援等により名義を使用する事業において、賞状の交付を申請するときは、賞状の写しを添付のうえ賞状交付申請書により申請しなければならない。

2 賞状の種類

賞状の種類は、尾道市教育委員会名による賞状とする。

3 交付承認

賞状交付の基準は、後援等名義の使用基準に準じるものとし、後援等名義使用の承認を受けた事業について、賞状の交付を承認するものとする。

4 交付方法

賞状の交付は、主催者が作成した賞状に公印を押印することにより交付するものとする。

・審査会

1 目的

審査会は、後援等の取扱いに疑義の生じたものについて審議し、教育長に意見を具申するものとする。

2 組織

審査会は、教育委員会事務局に所属する課長職で組織し、庶務課長が主宰する。